

第163回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和6年8月19日（月）午後2時00分
 2 開会の日時 令和6年8月19日（月）午後1時53分
 3 閉会の日時 令和6年8月19日（月）午後2時37分
 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所 7階大会議室
 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別
 出席14名 欠席3名

議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
1	秋山 幸江	欠席	職務代理	小橋 久宣	出席
2	荒井 隆文	出席	11	小林 弘幸	出席
3	板野 元次	出席	12	佐藤 卓司	出席
4	浦上 和己	欠席	13	真田 明彦	出席
5	遠藤 康二	出席	14	丹原 昭二	出席
6	賀門 義和	出席	15	長瀬 孝司	出席
7	國定 豪	出席	16	三垣 千秋	出席
8	久山 優	欠席	17	和田 修一郎	出席
会長	黒田 栄三郎	出席			

6 事務局出席者

事務局：担当局長 吉澤 史郎
 参事 今村 正樹 農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司
 担当課長補佐 逢坂 篤之 農地担当係長 田尾 和宏

7 傍聴者 0名

8 議題

第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 (4) 転用事業計画変更承認申請について
 (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
 (6) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

- 報告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
 (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について
 (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
 (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) 農政関係等について
 (2) その他

9 議事録署名委員の番号及び指名 3番 板野 元次 12番 佐藤 卓司

10 議事の内容

議長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第163回総会を開会します。（あいさつ）

議事録署名委員を指名します。3番 板野委員、12番 佐藤委員にお願いします。

議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願ひします。

田尾係長 議案の訂正があります。

本日お配りした正誤表をご覧ください。

農地法3条申請の4番は8月7日付で、5条申請の6番から9番までは8月8日付で取り下げになりました。その他の内容はご覧のとおりです。

議長 それでは、議案の審議に入ります。

第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。

申請等（1）農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願ひします。

田尾係長 1ページ1番、前々回、前回保留の案件です。営農計画の内容に具体性が乏しく、営農がなされるか疑義があるため、保留となっていました。

受人は北区田中に居住し、約83aの農地を耕作する農業者で、増反により芳賀の畑を取得しようとするものです。

このたび令和6年3月、4月に3条許可を受けて取得した農地を含め、より具体的な営農計画書の提出がありました。地区協議会の審議では、受人の取得済みの農地について、未だ耕作をしている、あるいはできる状況にないこと、令和6年4月に3条許可を受けて取得した農地の植え付け時期が令和8年11月以降の計画となっていること等から、桃栽培の実績がない中でさらに広大な農地の取得であり、農地利用がなされるか疑義があるとして、取得済みの農地の耕作状況を見て判断する必要があることから、取下指導をするため保留意見となっています。

2番、受人は南区浦安本町に居住し、約61aの農地を耕作する農業者で、増反により佐山の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

3番、受人は北区御津河内に居住し、約63aの農地を耕作する農業者で、増反により檜津の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

5番、受人は北区牟佐に居住し、約49aの農地を耕作する農業者で、増反により玉柏の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、取り下げの4番を除く1番から5番までの4件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、1番を保留意見、残る3件を許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

- 議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全員 異議なし。
- 議長 次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願ひします。
- 田尾係長 1ページ6番、受人は加茂に居住し、新規農により中撫川の畠を取得しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 7番、受人は大井に居住し、世帯で約3.8aの農地を耕作する農業者で、増反により大井の田を取得しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 2ページ8番、受人は高松に居住し、世帯で約2.1aの農地を耕作する農業者で、増反により高松及び小山の田畠を取得しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 9番、受人は門前に居住し、世帯で約1.1haの農地を耕作する農業者で、受贈により高松稲荷の畠を取得しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 10番、受人は浅口市に居住し、新規農（受贈）により中撫川の田を取得しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 11番、受人は大井に居住し、世帯で約1.5haの農地を耕作する農業者で、増反により大井の畠を取得しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 12番、受人は大井に居住し、世帯で約2.2aの農地を耕作する農業者で、増反により大井の田を取得しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 13番、受人は高松田中に居住し、新規農により高松田中の畠を取得しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
- 遠藤委員 北・吉備地区協議会で、6番から13番までの8件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。
- 議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全員 異議なし。

- 議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願ひします。
- 田尾係長 2ページ14番、受人は御津紙工に居住し、約63a耕作する農業者で、増反により御津紙工の田を所有権移転しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 15番、受人は御津新庄に居住し、新規農により御津新庄の田畠を所有権移転しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 3ページ16番、受人は倉敷市新倉敷駅前5丁目に居住し、新規農により御津宇甘の田を所有権移転しようとするものです。なお、受人は渡人から当該農地に隣接する中古住宅も購入しており、リフォーム後、令和7年3月頃に転居する予定です。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 17番、受人は御津中山に居住し、約1.6ha耕作する農業者で、増反により御津国ケ原の田を所有権移転しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 18番、受人は御津中泉に居住し、約54a耕作する農業者で、受贈により御津中泉の畠を所有権移転しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
- 佐藤委員 御津・建部地区協議会で、14番から18番までの5件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。
- 議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全員 異議なし。
- 議長 次に南区の説明を事務局からお願ひします。
- 逢坂課長補佐 3ページ19番、受人は浦安本町に居住し、世帯で約61aの農地を耕作する農業兼会社役員で、増反により大福の畠を所有権移転しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 20番、受人は北区番町一丁目に居住し、世帯で約65aの農地を耕作する農業兼会社役員で、増反により宮浦の田畠を所有権移転しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 21番、受人は箕島に居住し、世帯で47aの農地を耕作するアルバイト兼農業者で、増反により箕島の畠を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

22番、受人は小串に居住し、世帯で約4.6haの農地を耕作する農業兼酪農業者で、増反により小串の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

23番、受人は宮浦に居住し、世帯で約1.7haの農地を耕作する農業兼会社員で、受贈により阿津の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長　　南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

賀門委員　　南区協議会で、19番から23番までの5件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長　　他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員　　異議なし。

議長　　それでは、申請等(1)は、取り下げの4番を除く1番から23番までの22件の内、1番を保留とし、残る21件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員　　異議なし。

議長　　それでは、そのように決定します。

次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長　　4ページ1番、転用目的は露天駐車場です。

申請人は、共同住宅を所有していますが、入居者の駐車場が不足しているため、共同住宅に隣接している申請地を露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長　　中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

板野委員　　中・中央地区協議会で、1番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長　　他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員　　異議なし。

議長　　それでは、申請等(2)は、中・中央地区1番の1件ですが、許可と決定してよろしいか。

全員　　異議なし。

議長　　それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に

ります。

中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長

5ページ1番、9筆のうち、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の3筆については、令和5年9月20日付公告の農振除外済案件です。転用目的は露天駐車場であり、令和3年8月18日付の許可を受け、現在一時転用中です。

申請人は北区玉柏に本店を置き、自動車修理業を主な事業とする法人です。現在、本店に近接する申請地を借り受け、不足している露天駐車場用地として利用しています。

今後も申請地を露天駐車場として継続利用する必要があることから、申請地を露天駐車場として、永久転用許可を受けようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は、北区横井上の借家に申請人と妻と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、生活環境が変わらない申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、地域センターから500m以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは、中区国富の借家に申請人ら2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人らの勤務先に近く、申請人（夫）の実家にも近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、転用目的は露天資材置場です。

申請人は南区浦安本町に本店を置き、建設業を主な事業とする法人です。現在、北区に資材置場を持っておらず置場が不足しているため、北側の会社所有の宅地と一体利用できる申請地の所有権を移転し、露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、令和6年4月19日付公告の農振除外済案件で、転用目的は露天資材置場です。

申請人は南区浦安南町に本店を置き、土木業を主な事業とする法人です。事業拡大に伴い資材置場が不足しているため、インター・チェンジや国道に近く、県内外で事業を行う上で利便性の高い申請地の所有権を移転し、露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分は、インター出入口から300m以内の3種農地と判断され、転用

目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6ページ10番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は、北区伊島町の借家に申請人と妻と子ども1人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、取り下げの4件を除く1番から10番までの6件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議員 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 6ページ11番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は加茂の持家に家族4人で居住していますが、借家に居住する申請人の姉の家族と同居予定があり、計6人で申請地に居住する予定です。申請人の現住居の老朽化により、申請人の勤務先、及び今後同居予定の姉の現住居に近い、申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は売却予定です。

農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、11番について協議したところ、事務局の説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議員 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

逢坂課長補佐 6ページ12番と13番は、同時申請で同じ地域のため、まとめて説明します。

いずれも転用目的は自己専用住宅です。

12番、申請人は箕島にある父が所有する持ち家に祖母、両親、妹とで居住していますが、今後の結婚を見据えて独立するため、申請人の実家に近く、生活環境が変わらない申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には祖母、両親、妹が住み続けます。

13番、申請人らは大福の借家に夫婦と子ども1人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の職場に近くなる申請地の所有権を取得

して、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いざれも農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは万倍の借家に夫婦と子ども3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫婦それぞれの職場に近い申請地の所有権を取得して、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は南区役所から半径300m内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は妹尾の自身の持ち家に本人と子ども1人で居住していますが、現住居は国道2号線に近く、夜中でも交通量が多く、安眠できず体調を崩したため、現住居から近いが、国道2号線からは離れ騒音の気にならない申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は転居後、売却処分します。

農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

16番、転用目的は流通業務施設（倉庫・事務所・駐車場）です。

申請人は中区倉富に事務所を置き、一般貨物自動車運送業を営む法人ですが、事業拡大により、機械の搬入、搬出を行う際、現事業所だけでは手狭になったため、申請地の所有権を取得し、事務所や倉庫を新設する計画を立てました。申請地は、主要幹線道路沿線で流通業務を行うに交通至便であり、広大な敷地面積を確保できるため適地と判断したものです。また、周辺の農業従事者及びその世帯員を雇用する計画であり、岡山市と雇用についての覚書を結んでおります。

農地区分は、高性能農業機械による営農に適した甲種農地ですが、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設であると認められ、例外的に許可が可能です。転用面積については、建築面積約955m²の事務所・倉庫や114台分の駐車場などの土地利用計画から妥当なものと考えます。また、被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

議長　　南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

賀門委員　　南区協議会で、12番から16番までの5件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いざれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長　　他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員　　異議なし。

議長　　それでは、申請等（3）は、取り下げの6番から9番までの4件を除く1番から16番までの12件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員　　異議なし。

- 議長 それでは、そのように決定いたします。
- なお、16番は、転用面積が3,000m²を超えておりますので、8月28日開催の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。
- 議長 次に、申請等(4)転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。
- 田尾係長 8ページ1番、変更後の転用目的は自己専用住宅で、令和6年2月8日付で自己専用住宅を目的に許可となった案件です。
- 当初は、全ての土地を所有権移転する予定でしたが、土地所有者が一部を通路として使用したいため、一部については使用貸借権の設定に変更するものです。
- 権利以外の変更はなく、転用許可基準上、問題がないと考えます。
- 議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
- 板野委員 中・中央地区協議会で、1番について協議したところ、承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。
- 議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全員 異議なし。
- 議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。
- 田尾係長 8ページ2番、変更後の転用目的は露天資材置場で、令和6年5月20日付けで露天資材置場を目的に許可となった案件です。
- 当初転用者は申請地周辺で公共下水道施設の設置工事を施工しておりますが、工事期間が伸びたため、一時転用期間の延長希望の意向があります。また、現在一時転用の許可を得て使用中の土地の一部に、携帯電話の通信基地局が設置されることになり、所要面積を減らす意向があります。以上、二つの意向から、計画変更の承認を受けようとするものです。
- 農地区分は農用地になりますが、一時転用であり農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- 議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
- 遠藤委員 北・吉備地区協議会で、2番について協議したところ、承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。
- 議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全員 異議なし。
- 議長 それでは申請等(4)については、1番及び2番の2件ですが、いずれも承認と決定してよろしいですか。
- 全員 異議なし。
- 議長 それでは、そのように決定します。
- 次に申請等(5)岡山市農用地利用集積計画の決定(所有権移転)について審議します。事務局より説明をお願いします。
- 逢坂課長補佐 (5)利用集積計画(所有権移転)について説明します。
- 9ページ中・中央地区1番及び10ページ南区1番の2件です。

農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、中・中央地区1番は所有者から財団へ、南区1番は財団から耕作者への所有権移転です。

いずれも計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、地区協議会の審議では、原案どおり決定意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（5）は原案どおり決定してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等（6）農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

田尾係長 11ページ1番から17ページ27番までの27件で、すべて相続による所有権取得です。2番はあっせん等の希望がありますので、内容を確認する予定です。

各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（6）については、27件全件を問題なく受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

逢坂課長補佐 報告（1）農地法第4条第1項第7号の規定による転用届については、18ページ1番から10番までの10件で、転用目的は共同住宅等3件、自己専用住宅等3件、賃貸住宅1件、貸露天駐車場1件、露天駐車場1件、道路用地1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（2）農地法第5条第1項第6号の規定による転用届については、19ページ1番から4番までの4件で、転用目的は、分譲住宅地1件、宅地造成1件、自己用住宅1件、デーサービスセンター1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（3）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、20ページ1番から5番までの5件で、解約理由は耕作目的4件、転用目的1件です。離作料は記載のとおりとなっています。

報告（4）農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、21ページ1番及び2番の2件で、内容は、農業用倉庫（是正）1件、農業通路1件です。

議長 これらの報告について、ご質問等はありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、これで第1号議案の審議を終了します。続いて、第2号議案農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案を説明

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。

事務局 次回総会予定（9月18日（水）岡山市勤労者福祉センター4階大会議室）

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後2時37分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議長

署名委員

署名委員